

発表項目 (行事名)	全道交通死亡事故多発警報延長の発表について																														
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者																													
		発表場所																													
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【ポイント】 全道交通死亡事故多発警報期間中（2/28（金）～3/7（金））に3件3名（3月6日現在）の交通死亡事故が発生したことから、交通死亡事故の発生を抑止するため、本日、全道を対象地域とする交通死亡事故多発警報の延長を発表し、3月14日（金）までの間、啓発、注意喚起等を継続します。</p> </div> <p>1 道内における交通死亡事故の状況</p> <p>○都道府県別死者数（3/6現在）</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>都道府県</th> <th>死者数</th> <th>前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>神奈川県</td> <td>33人</td> <td>+16人</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>北海道</td> <td>28人</td> <td>+19人</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>千葉県</td> <td>27人</td> <td>+1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○警報期間中の発生状況（3/6現在）</p> <table border="1" style="display: inline-table;"> <thead> <tr> <th>日時</th> <th>場所</th> <th>死者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3月3日</td> <td>札幌市中央区</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>3月4日</td> <td>帯広市</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>3月5日</td> <td>小樽市</td> <td>1名</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 交通死亡事故多発警報の延長</p> <p>(1) 対象地域 全道</p> <p>(2) 警報延長期間 3月8日（土）から3月14日（金）までの7日間</p> <p>(3) 期間中の主な取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 街頭啓発の実施（詳細は別紙のとおり） ○ SNSによる交通死亡事故増加の周知と注意喚起 ○ 道路情報板（国道、道道）によるスピードダウン、スリップ防止等の注意喚起 ○ ラジオでの道路交通情報発信時における安全運転の呼びかけ ※ 道警察では、交通指導取締り、赤色灯点灯パトカーによる巡回活動を強化 				都道府県	死者数	前年比	1	神奈川県	33人	+16人	2	北海道	28人	+19人	3	千葉県	27人	+1人	日時	場所	死者	3月3日	札幌市中央区	1名	3月4日	帯広市	1名	3月5日	小樽市	1名
	都道府県	死者数	前年比																												
1	神奈川県	33人	+16人																												
2	北海道	28人	+19人																												
3	千葉県	27人	+1人																												
日時	場所	死者																													
3月3日	札幌市中央区	1名																													
3月4日	帯広市	1名																													
3月5日	小樽市	1名																													
参 考	全道交通死亡事故多発警報については、2月28日（金）10時に報道発表済みです。																														

報道（取材） に当たって のお願い	街頭啓発の取材を希望する場合は、啓発実施前日までに下記担当までご連絡をお願いします。	
他のクラブ との関係	同時配付	(場所)
	同時レク	

担 当 (連絡先)	環境生活部くらし安全局道民生活課交通安全係(担当者：課長補佐 中田 智雄)		
	TEL	ダイヤルイン	011-204-5219 内線24-160
		公用スマホ	011-585-6103 内線33528

「全道交通死亡事故多発警報」の期間延長について

令和7年3月7日
北海道

項目	内容	備考
1 警報期間延長事由等	<p>(1) 交通死亡事故発生状況（警報期間中の発生）</p> <p>① 日時：令和7年3月3日（月）午前4時51分頃 場所：札幌市中央区 事故態様：人対車両（普通乗用×歩行者） 死者：1人（歩行者）</p> <p>② 日時：令和7年3月4日（火）午後4時3分頃 場所：帯広市西17条北3丁目 事故態様：右折直進（軽四乗用×普通乗用） 死者：1人（軽四乗用）</p> <p>③ 日時：令和7年3月5日（水）午後6時37分頃 場所：小樽市銭函4丁目 事故態様：右折直進（軽四乗用×大型貨物） 死者：1人（軽四乗用）</p> <p>(2) 警報期間の延長 全道交通死亡事故多発警報期間中に3件3名（3月6日現在）の交通死亡事故が発生したことから、引き続き、交通安全関係機関・団体が広報、啓発等を実施し、交通死亡事故の発生を抑制するため、3月7日、北海道知事名で全道交通死亡事故多発警報の延長を発表しました。</p>	<p>※延長発表日 3月7日</p> <p>※延長基準 全道警報期間内において、交通死亡事故の発生が鎮静化しない等、特に必要と認められる場合（7日間以内で延長可）</p> <p>※3/6現在 ・本年死者 28人 ・前年比 +19人</p>
2 警報期間	<p>令和7年3月8日（土）～3月14日（金）までの7日間</p>	
3 各機関による推進事項	<p>(1) 北海道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の機関への連絡 ・関係機関・団体への周知 ・関係団体等と連携した啓発活動の実施 ・ホームページやSNS等の広報媒体を活用した広報活動 <p>(2) 市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報車等を活用した地域住民への周知 ・公共施設等における交通事故防止啓発活動の実施 ・交通指導員等による街頭指導の強化 ・交通関係機関・団体と合同のパトライト作戦の実施 <p>(3) 北海道警察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通指導取締り活動の強化 ・幹線道路におけるレッド警戒活動等の「見せる警戒活動」の徹底 ・交通安全情報の発信 ・交通安全アドバイザーを活用した情報発信や道路交通情報センターへの情報提供 <p>(4) 関係機関・団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路情報板による警報周知 ・ホームページやSNS等の広報媒体を活用した広報活動 	
4 注意事項	<p>○ ドライバーに対して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前方をよく見ながら運転し、夜間はハイビームを活用して道路上の歩行者を早期に発見して減速、停止、回避するなどし、事故を防止すること ・濡れているように見える路面は凍結している場合があることから、スピードダウンと早めのブレーキ、十分な車間距離の確保により事故を防止すること。 ・横断歩道を横断し、又は横断しようとする歩行者がいるときは必ず一時停止すること ・交差点を通過する際は、速度を落とし、周囲の安全確認を徹底すること <p>○ 歩行者に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路を横断するときは、必ず横断歩道を横断すること ・信号機がある横断歩道は信号を守って横断すること ・横断歩道を歩行するときは、左右をよく見て、周囲の安全を確認すること 	

【別紙】

令和7年 交通死亡事故多発警報対策延長期間中
啓発活動予定（3月8日～3月14日）

年 月（曜）	時 間	実施場所	概要	備考
3月 8日（土）	10:00～10:30	札幌市中央区北3条西1丁目 札幌市立中央幼稚園前	街頭啓発	
9日（日）	10:00～10:30	札幌市中央区北3条西4丁目 赤れんがテラス前	街頭啓発	
10日（月）	13:30～14:00	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌時計台前	街頭啓発	
11日（火）	13:30～14:00	札幌市中央区北3条西5丁目 道庁東門前	街頭啓発	
12日（水）	16:00～16:30	札幌市中央区北3条西4丁目 日本生命札幌ビル1階フロア	街頭啓発	
13日（木）	13:30～14:00	札幌市中央区北4条西5丁目 アスティ45前	街頭啓発	
14日（金）	13:30～14:00	札幌市中央区北6条西4丁目 札幌駅西口コンコース	街頭啓発	

※1 荒天時は中止する場合があります。

※2 街頭啓発の取材を希望する場合は、啓発実施前日までに担当までご連絡をお願いします。